

## 彦根市公民館の設置および管理に関する条例の一部改正（素案）

### 【趣 旨】

本市の公民館の管理運営につきましては、「社会教育法」や「彦根市公民館の設置および管理に関する条例」に基づき行っております。

平成23年8月30日に公布されました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」において「社会教育法」の一部改正が行われ、公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を市の条例で定めることとなりました。

また、「社会教育法」の改正に伴い、公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるにあたって参酌すべき基準が新たに規定されました。このことを受けまして、本市では、「彦根市公民館の設置および管理に関する条例」で運営審議会の委員の委嘱の基準を定めることとしました。

### 【改正内容および改正理由】

従来は、社会教育法に「運営協議会の委員は、学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者ならびに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。」と、規定されていましたが、この度の社会教育法の改正により、市の条例で委員の委嘱の基準を定めることとなりました。ただし、委員の委嘱の基準は、文部科学省令で定める基準を参酌することとされました。

文部科学省令で定める参酌すべき基準は、「学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者ならびに学識経験のある者の中から委嘱することとする。」と、なっております。

市で検討しました結果、文部科学省令で定める委嘱の基準を基本としながら、本市独自の判断での委嘱も可能となるような基準も規定することにしました。このようなことから、公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるにあたって参酌すべき基準を定める省令を準用するとともに、独自の委嘱が行えるように「その他教育委員会が必要と認める者」を加えて改正素案といたしました。

【彦根市公民館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例素案】

彦根市公民館の設置および管理に関する条例（昭和 56 年彦根市条例第 3 号）に一部を次のように改正する。

第 6 条（略）

2 審議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、彦根市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- ( 1 ) 学校教育および社会教育の関係者
- ( 2 ) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- ( 3 ) 学識経験のある者
- ( 4 ) その他教育委員会が必要と認める者

付 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。